

低炭素資源適用性検討業務に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年6月19日

四国地方整備局
高松港湾空港技術調査事務所長
富本 正

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、港湾等工事におけるカーボンニュートラルの普及促進に資することを目的に、四国地域に存在する副産物や未利用資源を抽出及び選定し、これら資源を適用した低炭素型コンクリートについて、港湾等工事への適用性を検討するものである。

本業務の実施にあたっては、4.(2)の技術力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

低炭素資源適用性検討業務

(2) 業務内容

港湾等工事におけるカーボンニュートラルの普及促進に資することを目的に、四国地域に存在する副産物や未利用資源を抽出及び選定し、これら資源を適用した低炭素型コンクリートについて、港湾等工事への適用性を検討するものである。

(3) 履行期限

令和9年3月17日

3. 業務目的

港湾等工事におけるカーボンニュートラルの普及促進に資することを目的に、四国地域に存在する副産物や未利用資源を抽出及び選定し、これら資源を適用した低炭素型コンクリートについて、港湾等工事への適用性を検討するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②四国地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係) 所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

- ①副産物や未利用資源の個々の特性及びCO₂排出量削減効果等の評価技術及び知見を有すること。
- ②港湾構造物の構造設計及び維持管理などの技術に精通し、海洋及び港湾環境下におけるコンクリートの長期耐久性、施工性、構造性能など評価するための十分な知見を有し、大型供試体による実証的検討が実施可能な技術力と大型構造実験施設や実環境暴露試験場を保有していること。
- ③上記①②を踏まえ、副産物や未利用資源を適用した低炭素型コンクリートの港湾等工事への適用性を適切かつ総合的に検討、評価できる知見を有すること。
- ④港湾・空港関連技術基準等との整合を図り、検討成果を港湾等工事の実装に資する資料としてとりまとめる能力を有すること。

5. 手続等

（1）担当部局

〒760-0064 高松市朝日新町1番30号（高松港湾合同庁舎3階）
四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係
電話 087-811-5660

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年6月19日から令和8年6月29日まで （1）に同じ場所で配布。

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年6月29日 16時00分 （1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。
- （3）当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提

出予定期限：令和 8 年 7 月 22 日 16 時 00 分

- (4) 四国地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も 5.（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。